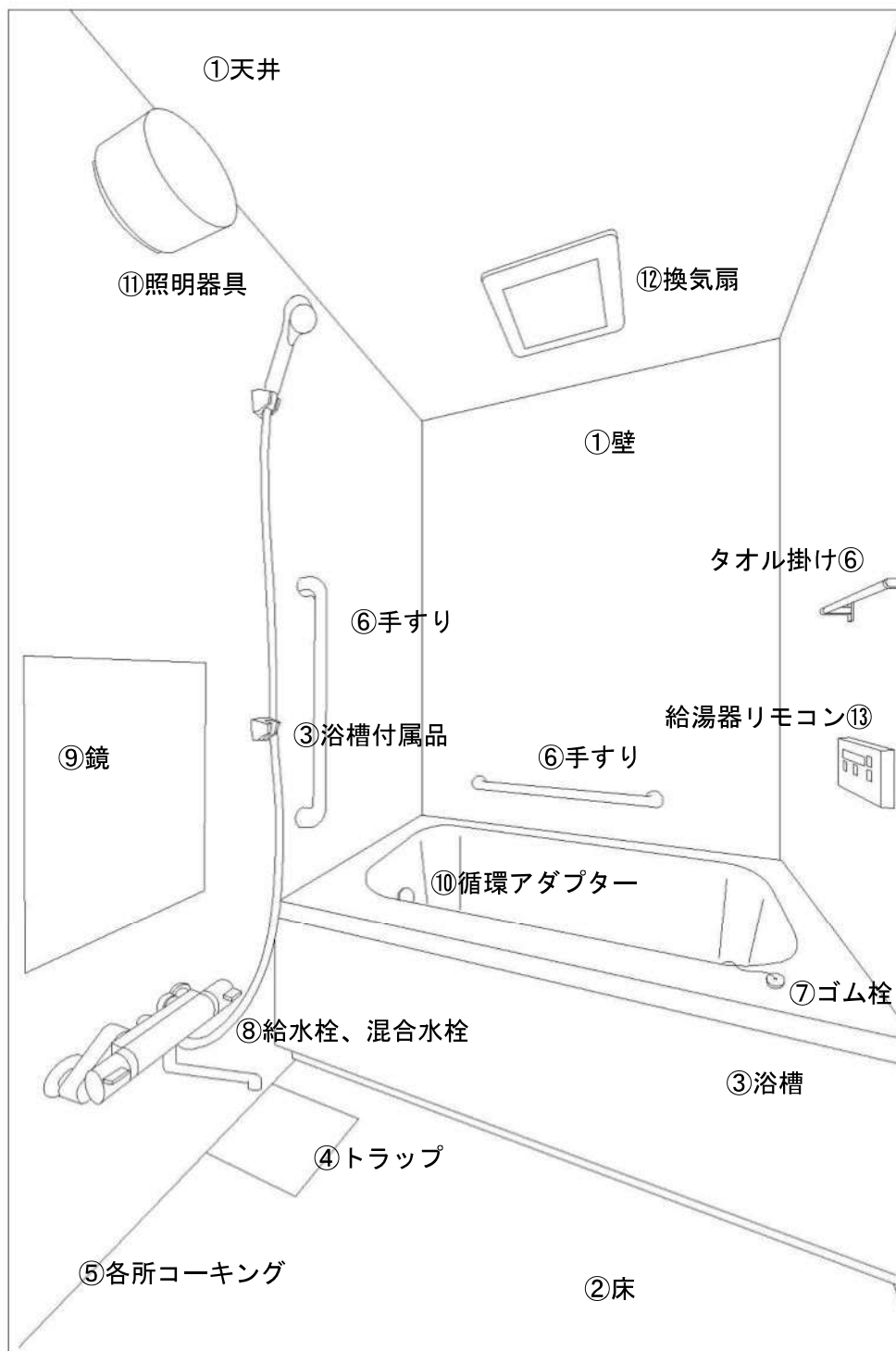


(6) 浴室(ユニットバス)



県に負担区分がある項目についても、入居者の故意・過失によるもの、住宅の使用に支障のないもの、入居者にて設置した設備機器等の損耗等については入居者にて修繕等をお願いします。

例：結露によるカビ、経年変化による浴室床、設備機器等の変色(損耗)、日常的な清掃を怠ったことによる設備機器等の汚損や破損、異物を流したことによる詰まりや腐食・変色

修繕する項目		負担区分		備考
		県	入居者	
天井・壁	①パネル、タイル	○		部分的なキズ・剥がれ等を除く
	①下地	○		
床	②パネル、タイル	○		部分的なキズ・剥がれ等を除く
	②下地	○		
浴室	③浴槽本体	○		
	③浴槽付属品(風呂蓋、シャワーフック)		○	
	④トラップ	○		
	⑤各所コーキング	○		
	⑥タオル掛け、手すり		○	
	⑦鎖付きゴム栓		○	
	⑧給水栓、混合水栓	○		
	⑧水栓のパッキン、コマ		○	
	⑨鏡		○	
給湯器	⑩給湯器、循環アダプター	○		
電気	⑪照明器具(県が取付けたもの)	○		
	⑪電球、蛍光管、グローランプ		○	
	⑫換気扇	○		
	⑫換気扇フィルター		○	
	⑬給湯器リモコン	○		

※ 結露によるカビ等の除去・清掃は入居者の負担となります。

※ 排水管の詰まり解消は入居者の負担となります。